

(13)ベースアップ支援手当 支給 要綱

1 目的

令和4年2月から9月までの介護職員処遇改善支援補助金による賃上げ効果を継続する観点から、ベースアップ支援手当を創設し、基本給等の引上げによる賃金改善を一定求めつつ、介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で、他の職種の処遇改善も行うことを目的とする。

2 賃金改善実施期間

毎年4月(令和4年度にあたっては10月)から翌年3月までの期間
実施期間に新規採用された職員は、採用月の翌月より支給する。

3 取得要件

ベースアップ等要件及び処遇改善加算要件を満たすものとする。

4 対象となる職種

- ①福祉・介護職員 介護職員
- ②他の職員

5 支給額

(1) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

対象施設(宇津峰十字の里・コーポラスいちの・ワークセンター麦・カノン・バニラ)

設定された一律の交付率を障害福祉サービス等の報酬にその交付率を乗じて支給された給付金を、事業所別に計算し「福祉・介護職員、他の職員(常勤換算)」に支給する。
支給金額は「福祉・介護職員」「他の職員」共に同額とする。

*最終3月には、ベースアップ加算給付金の収入合計より支給合計額が上回るように計算し支給する。

(2) 介護職員等ベースアップ等支援加算

対象施設(シオンの園)

設定された一律の交付率を老人福祉サービス等の報酬にその交付率を乗じて支給された給付金を、事業所で計算し「介護職員、他の職員(常勤換算)」に支給する。
支給金額は「介護職員」「他の職員」共に同額とする。

*最終3月には、ベースアップ加算給付金の収入合計より支給合計額が上回るように計算し支給する。

6 支給月

年度	ベースアップ支援手当
令和4年度	10月～3月
令和5年度～毎年	4月～3月

7 その他

「処遇改善臨時特例手当」支給対象職員より手当金の支給辞退の申出があった場合は理由書を添付して辞退することができる。

附則 この要綱の運用は令和4年10月1日から施行する。